

□愛荘町公共施設(建物)個別施設計画(案)に対する意見公募の報告について【お知らせ】

去る2023年8月1日(火)に町ホームページで公表をいたしましたが、その際、新着情報欄に記載されたタイトルに誤りがありましたのでお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

誤「愛荘町空家等対策計画(改定案)の意見募集(パブリックコメント)に対する町の考えについて」



正「愛荘町公共施設(建物)個別施設計画(案)の意見募集(パブリックコメント)に対する町の考えについて」

2023年8月15日(火)
公共施設最適配置推進室

愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（案）意見公募 報告

募集期間：令和5年4月22日（土）から令和5年5月14日（日）まで

意見提出人数：2人 （意見数 49件）

ご意見をいただきありがとうございました。

No	頁番号	意見等	回答
1	1	計画の背景と位置づけ：*は案の策定時期 (1)位置付けの上位順に策定時期を見ると、第2次総合計画・後期基本計画（*2023.1）、グランドデザイン2040（*2022.11）、総合管理計画・改訂版（*2022.3）、都市計画MP（*2022.9）、立地適正化計画（*2022.9）、個別施設計画（*2023.4）、庁舎等公共施設最適配置（*2021.4）と、上位計画の策定時期が下位計画の策定時期の後になっており、最下位に位置付けられる「庁舎等公共施設最適配置」が突出して先行している。 (2)従って一見、相互に整合性があるように見えて実は、いずれの上位計画も先行した「庁舎等公共施設最適配置」を追認しているだけである。 (3)総合管理計画・改訂版との関連が明示されていない。 ①84施設延床面積の差異とその理由：総合管理計画109,264㎡、個別施設計画109,308㎡ ②総合管理計画の改訂内容と個別施設計画（後期）への反映箇所 ③総合管理計画に関するパブコメを実施しなかった理由 ④2019.3版のように総合管理計画の参照頁を記載	(1)(2)上位計画は、先行した「庁舎等公共施設最適配置」を追認しているだけであるのご意見ですが、各計画は総合計画に基づいて策定しており、同じまちづくりを目指した内容としています。各計画はそれぞれ計画書が必要になった時期や計画期間が異なっており、タイミングによっては上位計画の方が後に改訂されることがありますが、どのような計画においても、その策定時点で最善となるよう、動いている他の計画と整合性を取りながら策定しています。「庁舎等公共施設最適配置」も同様に、他の計画の改訂内容や社会情勢の変化により必要に応じて見直すことができるものであり、上位計画が最適配置の後追いをしているのではなく、互いに整合性を取りながら推進しているものです。 (3)①個別計画策定にあたり、総合管理計画策定時の施設リストを公有財産管理台帳システムの情報と一致するよう修正したものです。なお、パブリックコメントによる意見募集開始後に愛知中学校の面積に差異があることが判明したため、正しい総延床面積は108,465.39㎡となります。総合管理計画との面積の差異は以下のとおりです。 ・備蓄倉庫（つくし保育園内） 錯誤 +0.1㎡ ・愛知中学校 校舎・自転車置場面積の錯誤や武道場棟などの増築 -842.95㎡ ・つくし保育園 錯誤 -0.15㎡ ・子育て支援センターつくしひろば 錯誤 +0.14㎡ ・愛荘町小学校区学童保育所 錯誤 -4㎡ ・秦荘武道館 存在しない倉庫を削除 -10㎡ ・中央スポーツ公園 クラブハウスの延床面積の小数点以下を追加 +0.58㎡ ・みゆき公園 東屋（記載漏れ）を追加 +25㎡ ・ふれあい共同作業所 錯誤 +4㎡ ・ふれあい共同作業所 渡廊下（記載漏れ）を追加 +10.15㎡ ・旧秦荘幼稚園 倉庫（記載漏れ）を追加 +19㎡ なお、上記異動を反映し、修正した総合管理計画をHP上に掲載しています。 ②国の通知により必須となった記載事項への対応や数値の時点修正を目的に改訂を行いました。計画期間中の見直しであり、基本目標や基本方針に変更はありません。総合管理計画の主な改訂内容は以下のとおりです。 ・P2:SDGsへの貢献について記載 ・P5～6:歳入・歳出の実績を時点修正 ・P7:対象施設の修正（増：みゆき公園、川久保児童遊園、ふれあい広場秦の郷 減：旧山川原保育園） ・P7:学校の増築や、山川原地域総合センターの改築等による延床面積の修正 ・P12～13:将来更新費推計について、自然更新の場合と長寿命化の場合（学校長寿命化計画と、最適配置の施設のみ反映）の両方を掲載 ・P18:中長期的な経費見込みについて記載 ・P19:過去に行った対策等の実績を記載 ・P24:ユニバーサルデザイン化に向けた方針を記載 ・P25:建物性能比較の大規模改修の点数を細分化 ・P26～:各図表の維持管理費から事業運営費を除外 ・P27～:現状と課題及び今後の方向性を現在の状況に合わせて修正 ・P27～:関連計画の策定状況を現在の状況に合わせて修正 個別施設計画では、施設の番号を総合管理計画と共通にしているほか、総合管理計画のP27以降「現状と課題及び今後の方向性」を個別施設計画のP13以降に反映しました。また、総合管理計画第2章の内容を受け（改訂による変更はなし）、個別施設計画に長寿命化や維持管理の考え方について記載しました。

			③総合管理計画の改訂においては、当初の基本目標や基本方針に変更がないことからパブリックコメントを実施しませんでした。 ④計画書に反映します。																																																																																																																																																																																																																				
2	2	計画期間： (1)本来、総合管理計画と個別施設計画の計画期間は総合計画に統一されるべきであり、個別施設計画第Ⅰ期（2019.3版）においては、2038年度以降、3計画の計画期間は統一されている。 (2)個別施設計画の計画期間だけが他の2計画と異なる必要性はない。 (3)個別施設計画の計画期間を下記のとおり変更して、2038年度以降の統一を図る。 ・第3次総合計画（前期）：2028～2032年度、5年間（変更なし） ・同（後期）：2033～2037年度、5年間（同） ・総合管理計画第2期（前期）：2027～2032年度、6年間（変化なし） ・同（後期）：2023～2037年度、5年間（同） ・個別施設計画第Ⅱ期（前期）：2028～2032年度、5年間（変更） ・同（後期）：2033～3037年度、5年間（変更）	2019.3版の時点では、総合管理計画も個別施設計画も、将来的には総合計画と計画期間を統一することが望ましいと考えておりましたが、2022.3版総合管理計画の改訂作業を通じて、同時に改訂作業を実施すると総合管理計画の改訂内容が確定しないうちに個別施設計画の改訂を進めることとなり、総合管理計画を踏まえた内容にすることが難しいと判断いたしました。総合管理計画の改訂内容を反映した個別施設計画とするため、個別施設計画を総合管理計画の1年後に改訂することとしております。																																																																																																																																																																																																																				
3	10	12指標の評価結果（表）の改善： (1)分類（表側）の色分け：前頁の表と同じく4色に色分け。 (2)表側最下部に「計」の欄を追加して、施設数および延床面積の合計および構成比（％）を明示。	(1)(2)計画書に反映します。																																																																																																																																																																																																																				
4	12	整備の方向性と実施計画の見方： (1)対策費用の見通し（P34～35）および公共施設一覧表（P38～39）との関連が分かりづらい。 (2)「前者は個別施設計画対象63施設、後者は総合管理計画対象84施設。No.は共通」を追加。	P12、P34・35に注釈を追加します。																																																																																																																																																																																																																				
5	13～33	整備の方向性と実施計画： (1)2019.3版と比較して、方向性の変更内容とその理由 ①2019.3版： <table><tr><th>方向性</th><th>計</th><th>行政系</th><th>子育て支援</th><th>町民文化系</th><th>社会教育系</th><th>公園スポーツレク系</th><th>保健・福祉</th><th>公営住宅</th><th>その他</th></tr><tr><td>長寿命化</td><td>32</td><td>5</td><td>3</td><td>7</td><td>3</td><td>10</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持継続</td><td>22</td><td></td><td>5</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>複合化・多機能化</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>集約化</td><td>5</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>更新</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>除却</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>61</td><td>5</td><td>8</td><td>9</td><td>6</td><td>13</td><td>*11</td><td>2</td><td>7</td></tr></table> （注）*11：デイサービスやすらぎを含む。 ②2023.4改訂版： <table><tr><th colspan="2">方向性</th><th>計</th><th>行政系</th><th>子育て支援</th><th>町民文化系</th><th>社会教育系</th><th>公園スポーツレク系</th><th>保健・福祉</th><th>公営住宅</th><th>その他</th></tr><tr><td>建物</td><td>公共サ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>長寿命化</td><td>継続</td><td>42</td><td>3</td><td>8</td><td>7</td><td>5</td><td>12</td><td>5</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>維持・建替</td><td>継続</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>転用</td><td>移転</td><td>5</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>転用</td><td>廃止</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>譲与・売却</td><td>継続</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td>5</td></tr><tr><td>譲与・売却</td><td>移転</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>譲与・売却</td><td>廃止</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>解体</td><td>移転</td><td>6</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>解体</td><td>廃止</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>63</td><td>5</td><td>8</td><td>9</td><td>6</td><td>*15</td><td>*11</td><td>2</td><td>7</td></tr></table> （注）*15：スポーツセンター（楽荘グラウンド）、ふれあい広場・秦の郷（トイレ）を含む。 *11：旧つくし保育園を含む。	方向性	計	行政系	子育て支援	町民文化系	社会教育系	公園スポーツレク系	保健・福祉	公営住宅	その他	長寿命化	32	5	3	7	3	10	4			維持継続	22		5		2	1	7	2	5	複合化・多機能化	0									集約化	5			2	1	2				更新	0									除却	2								2	計	61	5	8	9	6	13	*11	2	7	方向性		計	行政系	子育て支援	町民文化系	社会教育系	公園スポーツレク系	保健・福祉	公営住宅	その他	建物	公共サ										長寿命化	継続	42	3	8	7	5	12	5	2		維持・建替	継続	0									転用	移転	5	2					3			転用	廃止	0									譲与・売却	継続	8						3		5	譲与・売却	移転	1				1					譲与・売却	廃止	0									解体	移転	6			2		3			1	解体	廃止	1								1	計		63	5	8	9	6	*15	*11	2	7	P4・5のとおり方向性の分類方法を見直しましたが、2019.3版と比較して、施設の整備の方向性の内容は概ね変更ありません。なお、2019.3版で「維持」や「維持継続」としていた施設は、その先をどうするのか記載しておくべきものと考え、他の方向性へ分類するようにしました。また、「集約化」という分類は、集約化した結果、その施設・サービスがどうなるのか分かりにくいため、集約される施設は「転用／移転」「譲与・売却／移転」「解体／移転」とし、集約先となる施設は「長寿命化・継続」などどしました。 改訂前後で変更がある場合は、その理由を記載した一覧を本回答の最後に添付しましたのでご確認ください。
方向性	計	行政系	子育て支援	町民文化系	社会教育系	公園スポーツレク系	保健・福祉	公営住宅	その他																																																																																																																																																																																																														
長寿命化	32	5	3	7	3	10	4																																																																																																																																																																																																																
維持継続	22		5		2	1	7	2	5																																																																																																																																																																																																														
複合化・多機能化	0																																																																																																																																																																																																																						
集約化	5			2	1	2																																																																																																																																																																																																																	
更新	0																																																																																																																																																																																																																						
除却	2								2																																																																																																																																																																																																														
計	61	5	8	9	6	13	*11	2	7																																																																																																																																																																																																														
方向性		計	行政系	子育て支援	町民文化系	社会教育系	公園スポーツレク系	保健・福祉	公営住宅	その他																																																																																																																																																																																																													
建物	公共サ																																																																																																																																																																																																																						
長寿命化	継続	42	3	8	7	5	12	5	2																																																																																																																																																																																																														
維持・建替	継続	0																																																																																																																																																																																																																					
転用	移転	5	2					3																																																																																																																																																																																																															
転用	廃止	0																																																																																																																																																																																																																					
譲与・売却	継続	8						3		5																																																																																																																																																																																																													
譲与・売却	移転	1				1																																																																																																																																																																																																																	
譲与・売却	廃止	0																																																																																																																																																																																																																					
解体	移転	6			2		3			1																																																																																																																																																																																																													
解体	廃止	1								1																																																																																																																																																																																																													
計		63	5	8	9	6	*15	*11	2	7																																																																																																																																																																																																													

5	13～33	(2)2019.3版「方向性と計画期間での取組み」（備考欄）の前倒し・遅延および変更理由を明記。 ①2019年まで： ・活用方法を決定：新経営プランを策定（夏まで）、ゆめまちテラスえち（秋まで） ②2020年まで： ・集約化を検討：秦荘保健センター、愛知川保健センター ③2022年まで： ・集約化：秦荘消防センター、愛知川消防センター、愛知川公民館、町民センター ・売却検討：旧つくし保育園 ・方針を決定：歴史文化博物館 ・施設のあり方を検討：郷土の偉人館、文化財資料室、近江上布伝統産業会館 ・管理棟除却：ふれ愛スポーツ公園 ・除却も含めて検討：愛知川武道館、愛知川体育館 ・譲渡・移管の協議検討：コスモス共同作業所、ふれあい共同作業所 ・民間活力の導入：町営住宅新豊満団地北棟、南棟 ・地元への譲渡・移管等を検討：長塚共同作業所、長塚格納庫、山川原農業作業所（第一、第二）、川久保農業作業所・農機具格納庫 ・跡地利用を検討：旧愛知川警部交番 ・除却：旧秦荘幼稚園 ②2026年まで： ・方針を決定：秦荘庁舎、愛知川庁舎、福祉センター愛の郷、いきいきセンター ・施設のあり方を検討：秦荘図書館、秦荘武道館 (3)譲与・売却は適正価格として金額を公表	(2)第4章施設類型ごとの取組み「1.計画の取組状況」の内容を変更し、これらの施設の進捗状況やその理由について記載します。 (3)財産を譲与・売却等により処分する場合、公有財産審議会へ諮問し、適正価格を決定します。よって、個別施設計画では公表しません。
6	13～33	2019.3版についてのパブコメ（2019.1～2実施、18人・団体、46件）で「提出された意見に対する考え方」との関連について説明。 (1)民営化や指定管理等、民間活力の導入を視野に入れて検討した結果 (2)研究授業の実施や各種研修会等への参加が教員の質向上に及ぼした具体的成果 (3)愛知川武道館の代替施設としての愛知中学校武道館の利用実態 (4)グランドデザインとの整合性	(1)これまで民間活力の導入が効果的であると考えられる施設には指定管理者制度を導入し、適さない施設は管理方法を変更するよう見直しを進めてきました。このため、既存の施設で必要などころには民間活力を導入済であると考えており、新たに導入した施設はありません。なお、今後集約化や複合化等で運用方法を変更した際には、再度検討が必要であると考えます。 (2)教員の研修の成果と今回の個別施設計画の策定には関連がないため回答を控えさせていただきます。 (3)中学校武道館の施設は開放を視野に入れ整備していますが、開放には条例改正が伴うため、現在、学校関係者との調整等に取り組んでいます。 (4)個別施設計画は総合管理計画の下位計画であり、また、総合管理計画とグランドデザインは共に総合計画に基づいて策定されているため、個別施設計画はグランドデザインと乖離するものではないと考えています。
7	13～33	整備の方向性と実施計画（表）の改善 (1)No.を最左へ移行（ex.愛荘町秦荘庁舎：No.1 行） (2)一次評価欄を4色に色分け（ex.愛荘町役場秦荘庁舎：黄色）	(1)(2)計画書に反映します。
8	13～33	公共施設（建物）全体（84施設）の状況を一覧できるよう、除外した下記21施設についても「整備の方向性と実施計画」を同じ様式で一覧化して「付表」として掲載。 (1)延床面積50㎡未満の小規模な12施設については「整備の方向性」を記載。 (2)別途長寿命化計画を策定する9施設については「別途長寿命化計画を策定」と記載。	「整備の方向性と実施計画」は個別施設計画の対象施設のみ掲載します。延床面積50㎡未満の施設は、水防倉庫4箇所と公園等の公衆便所8箇所であり、施設の評価や計画的な対策予定はありません。 また、別途長寿命化計画を策定する施設は、個々の計画に基づき保全を推進することから、本計画書への記載は行っておりません。
9	13～33	デイサービスやすらぎ（2019.3版P23に掲載）の削除理由	「デイサービスやすらぎ」として利用していた施設は、令和2年4月より「愛荘町小学校区学童保育所」として利用しているため、2019.3版から施設名を変更するとともに分類を「子育て支援施設」に移動しました。施設名が変更になったことが計画書内に記載されていないため、P17の「愛荘町小学校区学童保育所」の欄外に追記します。

10	34～35 38～39	対策費用の概算および公共施設一覧表： (1)年度別費用合計および施設類型別費用金額小計と構成比を追加。 (2)延床面積合計および施設類型別延床面積小計と構成比を追加。	(1)(2)計画書に反映します。
11	36	推進体制（前期）： (1)民間活力（民営化、指定管理者制度等）導入の実績と将来更新費の抑制効果 (2)施設管理部署による具体の取り組みおよび町民との情報共有の実績 (3)前期における「実施計画書」の積み上げ結果	(1)新たに民営化や指定管理者制度を導入した施設はありません。指定管理者制度にそぐわないと判断した施設は管理方法を変更しました（近江上布伝統産業会館、依智秦氏の里古墳公園、目加田城跡公園、郷土の偉人館・西澤真蔵記念館）。指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な運営とこれに伴う維持管理費の削減が期待されますが、施設の更新費用が抑制される規模のものではないと考えています。 (2)施設所管課では、施設の状態に合わせた維持管理を実施してきました。前期計画策定当初は、施設所管課が主体的に施設の方針に向けて取り組むよう推進体制に記載していましたが、町全体の状況を踏まえて連携しながら取り組みを推進していくため、住民周知等の取り組みは施設マネジメント統括部署を中心に広報等で発信するよう努めました。 (3)前期計画では、取り組みは施設所管課が主体的に実施するものとしており、対策の内容や実施時期などが決まった時点で実施計画書を作成することとしていました。しかし、町全体で公共施設の配置を検討する必要性から、施設所管課の検討のみで施設の対策内容等を決めることが難しいため、実施計画書が作成されないまま個別施設計画の見直し時期を迎えました。後期計画では、計画書を作成するために施設情報や「整備の方向性と実施計画」の聞き取りを行い、その過程で、内部資料として進捗管理に利用するシートを作成しました。このシートを毎年度更新するとともに、必要に応じてヒアリングによる進捗確認や情報共有、実施計画の見直しを行います。
12		住民や関係団体等への概要版配布： (1)公共施設（建物）の整備計画は、住民や関係団体の大きな関心事であるが、その実態についての周知は極めて不十分である。 (2)概要版を作成し、「グランドデザイン2040」（3月定例会で町長は、計画書冊子を配布し共有を図っていくと答弁）とセットで全世帯に配布して理解を求めているきたい。	公共施設についての取り組みは早期から丁寧に情報発信を行い、ご理解をいただくことが大切だと考えています。個別施設計画の「概要版」につきましては、施設ごとの取り組みについて概要版と呼べる分量にまとめることが困難であることから作成を考えておりません。なお、計画の周知方法や内容については検討します。また、グランドデザイン2040とセットでの周知は予定しておりません。
13	36	フォローアップ・進捗管理（前期）： (1)設置した全庁的な組織体制とその効果 (2)PDCAサイクルを活用した業務の改善・効率化の具体例とその効果	(1)計画推進にあたっては、新たに組織を設置するのではなく、公共施設マネジメント統括部署が進捗管理を行いながら施設所管課が主体的に取組を実行していく体制とする考えでしたが、公共施設最適配置推進室設置以前は計画の進捗管理が十分でなく、予定通りの推進ができませんでした。このため、後期計画ではできる限り計画通り取組が推進できるよう努めます。 (2)進捗管理が十分でなかったため、PDCAサイクルを活用することができませんでした。後期計画期間中は、定期的に統括部署と施設所管課で計画の状況について確認を行うとともに、進行の妨げとなっている要因については連携して解決を図ります。

14	36	計画（数値）目標： (1)関連する数字を表形式で示したうえ文章説明。表を追加するスペース（余白）は十分ある。 (2)「住民一人あたりの公共施設延床面積が5.0㎡（104.465㎡）」を「（84施設で104.465㎡）」に修正。 (3)「年」（1～12月）と「年度」（4～3月）を統一。2023.4版の「目標」のみ年度になっている。 (4)「現状」「目標」の時点を明示。延床面積は時点データ（概算費用は期間データ）であり、現状目標ともに期間（年、年度）ではなく、時点（ex.2028年3月末）を示すべきである。 (5)計算に用いる数値および算式を明示。2016年の人口は、①計画書中の「4.9㎡/人」「6％縮減（約6,300㎡）」を用いて逆算すれば21,429人 ②総合管理計画・改訂版P3「人口の推計と見通し」から推計すれば20,840人と大きく異なる。 (6)下表の数字を修正したうえで、①に掲げた目標の直近時点における達成状況を明示。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">①2019.3 版</th><th colspan="2">②2023.4 版</th></tr><tr><th>現状（2016 年）</th><th>目標（2026 年）</th><th>現状（2020 年）</th><th>目標（2027 年度）</th></tr><tr><td>対象施設数</td><td>82</td><td>82</td><td>84</td><td>84</td></tr><tr><td>延床面積 （対象施設全体）</td><td>105,000 ㎡ (6,300÷0.06)</td><td>98,700 ㎡ (105,000-6,300)</td><td>109,308 ㎡</td><td>104,465 ㎡ ※109,308-5,000 = 104,308</td></tr><tr><td>同 （住民一人当たり）</td><td>4.9 ㎡/人</td><td>4.61 ㎡/人 ※98,700÷21,428</td><td>5.23 ㎡/人</td><td>5.0 ㎡/人</td></tr><tr><td>人口</td><td>*21,429 人 （105,000÷4.9） または 20,840 人 ※20,778+ {(21,398- 20,778)÷10}</td><td>21,428 人 ※21,398+(21,699- 21,398)÷10}</td><td>21,088 人 ※20,778+ {(21,398- 20,778)÷2}</td><td>21,458 人 ※21,398+ {(21,699- 21,398)÷5}</td></tr></table> （注） 1. 青字：計画書に明記されている数字 2. 人口（＊を除く）は、総合管理計画・改訂版 P3「人口の推移と見通し」から案分法で推計		①2019.3 版		②2023.4 版		現状（2016 年）	目標（2026 年）	現状（2020 年）	目標（2027 年度）	対象施設数	82	82	84	84	延床面積 （対象施設全体）	105,000 ㎡ (6,300÷0.06)	98,700 ㎡ (105,000-6,300)	109,308 ㎡	104,465 ㎡ ※109,308-5,000 = 104,308	同 （住民一人当たり）	4.9 ㎡/人	4.61 ㎡/人 ※98,700÷21,428	5.23 ㎡/人	5.0 ㎡/人	人口	*21,429 人 （105,000÷4.9） または 20,840 人 ※20,778+ {(21,398- 20,778)÷10}	21,428 人 ※21,398+(21,699- 21,398)÷10}	21,088 人 ※20,778+ {(21,398- 20,778)÷2}	21,458 人 ※21,398+ {(21,699- 21,398)÷5}	(1)(5)P36下部に、後期計画の目標に関連する数値情報を記載します。 (2)計画書に反映します。 (3)(4)2023.4版P36の計画目標を「2027年度まで」から「2028年3月末まで」に変更します。 (6)ご意見を参考に(1)(5)の情報と併せて達成状況について記載します。
	①2019.3 版			②2023.4 版																												
	現状（2016 年）	目標（2026 年）	現状（2020 年）	目標（2027 年度）																												
対象施設数	82	82	84	84																												
延床面積 （対象施設全体）	105,000 ㎡ (6,300÷0.06)	98,700 ㎡ (105,000-6,300)	109,308 ㎡	104,465 ㎡ ※109,308-5,000 = 104,308																												
同 （住民一人当たり）	4.9 ㎡/人	4.61 ㎡/人 ※98,700÷21,428	5.23 ㎡/人	5.0 ㎡/人																												
人口	*21,429 人 （105,000÷4.9） または 20,840 人 ※20,778+ {(21,398- 20,778)÷10}	21,428 人 ※21,398+(21,699- 21,398)÷10}	21,088 人 ※20,778+ {(21,398- 20,778)÷2}	21,458 人 ※21,398+ {(21,699- 21,398)÷5}																												
15	1	計画の位置づけ（3行記述について）国の「インフラ長寿命化基本計画」において要請された個別施設計画に位置づけるとの記述に関して 国は目指すべき国土の未来像としてグランドデザイン2050を、その実行計画を国土形成計画に示した。それを受けて国土交通省、総務省から地方公共団体に諸計画の立案を要請した。その関連は下図1,2が示すものである。<u>長寿命化は持続可能な将来のまちづくりとして「必要な施設」「インフラ」をいかに省資源で経済的に平準化して維持管理する計画と位置付けられると考える。</u> 地域政策の結節点としての公共施設の再編・統合 行財政改革 ○財政逼迫 ○人口減少・高齢化 ○社会保障費の増加 ○社会資本の維持・更新 公共施設の再編・統合 ○立地適正化計画・自治体間連携政策 ○自治体のコンパクト化 ○公共交通の維持 国土強靱化 ○インフラ・公共施設の点検・診断 ○公共施設等の維持・更新・耐震化の推進 ○防災・減災政策 図-1 まちづくりの課題・取組の方向性 課題 人口減少や高齢化により、拡散した低密度な市町村においては、住民の生活を支える医療・福祉・産業などのサービスの提供や地域活力の維持が困難になるおそれ 立地適正化計画制度の創設 （改正都市再生特別措置法が平成26年8月1日に施行） コンパクトなまちづくりを推進するため、市町村が都市全体を見渡し、生活サービス機能と居住機能を誘導する区域を設定 ～コンパクトなまちづくりのポイント～ 公的不動産との連携 ・都市全体を見渡ししながら拠点となる区域に集客力のある公共施設を配置したり、 ・公有地を用いて必要な生活サービス機能を確保するなど、公的不動産を活用して戦略的に都市機能や居住の誘導を図る 図-2 公的不動産の課題・取組の方向性 課題 地方公共団体においては、人口減少や少子高齢化の進展、将来の公共施設等の維持管理・更新費用の増大が見込まれること等を踏まえ、公共施設等の総合的な管理が必要 ※公的不動産は我が国の全不動産の1／4の資産規模を占める 公共施設等総合管理計画の策定 （総務省からの要請により、地方自治体の98％が平成28年度までに策定予定） 主に財政負担の軽減・平準化を目的として公共施設の更新・統合等、長寿命化等を計画的に実施 ～公共施設マネジメントのポイント～ 将来のまちの姿との連携 都市全体の中で拠点となる区域や居住を誘導する区域など、将来のまちづくりを想定しながら公共施設を集約・再編することで、住民の利便性や公共投資の効率性の維持・向上を図る 図-2	町としても個別施設計画はご意見のようなものとして捉えていますが、本計画書の第1章2では、どのような目的の計画かということではなく、この計画書が「個別施設計画」にあたるものとして策定していることを明らかにするために記載しているものです。																													
16	1	本計画の位置づけによりp8評価指標の定量化に関連する重要度が異なってきます。<u>一義的に「将来のまちづくり」との関連性が重視されると思いますが、検証はされましたか。</u>	今回の個別施設計画において、施設の劣化状態の診断ができていない状況をふまえ、今ある情報を使って整備の優先順位を判定するためにp8の一次評価を行いました。課題のある施設は対応を検討する優先度が高いことから施設の情報を利用して一次評価を実施しました。施設そのものの状況を評価するため、一次評価において将来のまちづくりとの関連性を持たせていません。																													

17	1	国のインフラ長寿命化計画は基本的考え方に「予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減、平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保」とある。 <u>必要性とは、現状の施設を将来のまちづくり※「スマートシティ＝拠点方式」「ウォーカブルタウン」に有効かつ最小化することを目的とした評価項目の選定と定量化が必要と考えますが所見は。</u> （※都市計画マスタープラン2023-2040・都市構造概念図p20・地域づくり方針図p31,57,65等に表示される：立地適正化3章5章との整合検証）	本計画の一次評価は施設の課題を見つける目的であるため、まちづくりに合致しているか測る評価項目を設定していませんが、トータルコストの縮減・平準化と将来のまちづくりに効果を発揮するよう公共施設を配置するために、それらを測る評価項目を選定すべきというご意見については、施設のあり方を検討するにあたり考慮すべきものであると認識しています。定量評価とすることは難しく研究課題ですが、定量評価でなくとも、まちづくりに関して評価するためにまずはどのような情報を利用すべきか選定する必要があると考えています。
18	8	<u>12評価項目の定量値とその基準、重要度の加重配分を明示してください。</u>	本回答の最後に添付しましたのでご確認ください。一次評価は、専門職でなくても優先的に整備すべき施設を抽出できるよう簡易的な公共施設の定量評価を行うものです。加点ではなく減点で分類しており、「C」は-1点、「D」は-2点です。専門家がすべての施設を点検し、その結果をもって整備の優先度を決めるのが最も主旨に叶った評価と言えますが、計画策定に要するコストも勘案し、今回の改訂では簡易的に12項目による定量評価という手法を採用しました。
19	8～9	p9に示されるポートフォリオ分析における4象限分散も併せて示して下さい。分散による利用者側視点と管理者側視点の差異は、施設の課題が明らかになり対応策の検討ならびに利用者側への説明の展開が容易となるはずです。	計画書に反映します。
20	8～9	今回の評価項目に関して 以下、都市計画マスタープラン＝都計、立地適正化計画＝立適と略称表示 利用者視点「立地面」について <u>ハザードマップ（立適p27-30）、浸水リスク図（立適p67-69）の選択はどの確率年としたか。</u>	立地適正化計画の策定中に作成しており、立地適正化計画に掲載の地図を参照することができなかったため、国土数値情報の洪水浸水想定区域データを利用し、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の浸水深により評価を行いました。
21	8～9	本町のハザードマップは、200年確率に内水洪水を加えて示されているが、愛知川本川の洪水確率年と合致していないのは現実的でないと思われる。 <u>防災と減災の線引き（降水確率年）を明確にすることを提案する。</u>	今回いただいたご意見については、次回ハザードマップ更新の際、国土交通省作成の 水害ハザードマップ作成の手引き等を参考に、より良いハザードマップ作成に心がけます。
22	8～9	加えて <u>二次評価の災害活用に関しては立適p74～76に示される住居地域とのアクセスの評価は含まれているのか。</u>	防災上の課題のある区域からのアクセスの評価は含まず、施設の規模や立地・機能として安全に活用できる可能性があるかどうかで評価しています。
23	8～9	<u>対象とする避難者数と施設の床面積等に関しての適否は評価基準への反映はされたのか。</u>	反映していません。施設の配置を検討する際には避難所の規模等考える必要があると認識していますが、個別施設計画では避難所に適する施設とそうでない施設も対象となっていることから、本計画中の評価基準として設定するのではなく、整備の方向性を示す際に個別に考慮する考えです。
24	8～9	特に本町の災害計画において洪水浸水に関しては詳細化しているが、 <u>予測できない地震災害の避難箇所の検討を本計画に反映させるべきと提案する。</u>	地震災害について、町全体を含み広域的に対応する必要があるとの認識から、『愛荘町地域防災計画（震災対策編）』や『愛荘町国土強靱化計画』等の諸計画を中心に、本計画とも連携しながら総合的な対策を実施します。
25	8～9	発生確率の高い東南海地震が沿岸側で発生した場合、長期間多人数の避難者が想定（滋賀県地震被害想定改訂版2014年3月）されている。 <u>人口集積地域、幹線道路周辺の大きな床面積を有する施設の重要性も評価対象とすべきではないか。</u>	一次評価は、専門職でなくとも優先的に改善すべき施設を抽出できるよう簡易的な公共施設の定量評価を行うものです。加点ではなく減点で分類しており、ご意見の内容で評価するには、人口集積地域で延床面積の小さい施設や人口集積地域以外の施設の判断が難しいため、一次評価の対象とはしない考えです。しかし、施設整備の方向性を検討する中では考慮すべき事項であり、二次評価の災害時の活用を評価する際に、多くの避難者が発生すると予想される地域における避難者の収容能力なども考慮したうえで判定するようにします。
26	8～9	人口密度（500mメッシュ人口密度） 都計の地域づくり方針図、都市計画構造図との照査、立適のp8総人口の差分状況（人口動態の将来予測ならびに高齢化差分による施設活用目的の多様化）等を組み合わせた評価の定量化を提案する。例えば、地域づくりエリアとの整合、都市構造図との照査、人口密度、人口差分傾向、高齢化率差分傾向等の項目を3段階評価して加点による定量化することで将来的展望の基に現況の課題が明らかになる。	一次評価には反映しませんが、二次評価でまちづくり計画との整合性や将来の人口の傾向を評価するよう変更します。なお、点数による評価ではなく、二次評価の各項目の結果を参照しながら整備の方向性を検討しています。

27	8～9	快適面・設備劣化状況による 設備の法定点検は、換気、排煙、非常用照明、給排水設備等ですか。これらの項目は公共施設の基本条件ではないでしょうか。	公共施設の基本条件に不備があれば、快適に使用できる状態ではないと考えられるため指標に採用しています。																								
28	8～9	利用者側からの快適性は、空調、照明、使い易さ、アクセス等で視点が違うと思います。	ご意見の項目も、施設を快適にご利用いただくためには大切ですが、本計画の快適面の項目では、利用者が問題なく利用できるか、そこに不備・不足があり改修等する必要があるかという課題を見つけないかと考えているものです。このため、項目名を「設備面」に変更します。																								
29	8～9	バリアフリー状況 法施行令によればハード面の基準適合は、既存は努力義務、新設等は義務となっている。本計画の施設は公共施設等総合管理計画（略称・施設管理）・改訂版p25による加点による評価でしょうか。	努力義務ではありますが、設備があるだけで、実は使いにくい・使えないということがあれば改修の対象となる可能性もあるため、「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」でチェックを実施し、満たさない設備がどの程度あるかで評価しました。一方、総合管理計画のバリアフリー評価は、どのような状態でも整備されていると判定しているため、個別施設計画の一次評価とは異なります。																								
30	8～9	①車いす用エレベーター②自動ドア③身障者用トイレ④玄関スロープ（旧施設管理p20）と対策費用に大きな差異がある。統廃合による今後の対策を考えると②～④の設備が可能か否かの判断ではないか。利用者側からすれば快適性に属するものとする。	ご意見の内容は、一次評価の課題抽出という考え方よりも、将来、施設を集約化する際にどちらを活用するかという判断等に利用できるものかだと思いますので、本計画の評価基準にはしませんが、今後バリアフリー設備の整備が可能な施設であるかどうか踏まえながら施設の方向性を検討します。																								
31	8～9	活用面・利用率 施設管理改訂版に示される利用者数は令和3年3月末時点となっているがコロナによる影響を考慮する必要は？	一次評価において、判断が複雑になる要素は出来る限り無くしたいと考えています。稼働率の課題が新型コロナウイルス感染症によるものかどうか、また、改善した場合、努力によるものなのか、いつから感染症の影響がなくなったといえるのか判断しにくく、施設によって影響を受ける度合も異なることから、評価を調整することはできないと考えます。																								
32	8～9	p9の12指標の定量化によるp10ポートフォリオ分析区分の結果について同じスポーツレクリエーション施設の比較として愛知川・秦荘武道館を比較すると 利用者数（下表の比率は秦荘を1として表示） <table><tr><th>区 分</th><th>利用者数</th><th>床面積</th><th>維持管理費</th><th>築 年</th><th>建物性能</th></tr><tr><td>愛知川</td><td>29636</td><td>1313(0.044㎡/人)</td><td>3812(129/人)</td><td>1968(54 年)</td><td>20.0</td></tr><tr><td>秦荘</td><td>11998</td><td>854(0.071㎡/人)</td><td>982(82/人)</td><td>1980(42 年)</td><td>52.2</td></tr><tr><td>比率（愛：秦）</td><td>2.47：1</td><td>1.53：1</td><td>3.88：1</td><td>築年差12年</td><td></td></tr></table> 利用者数を見ると床面積比率を勘案しても愛知川の利用者は秦荘の1.6倍となる。これは人口の集積比率とほぼ同率になる。維持管理費比較では、総額比率4：1が1人当りはその40％と縮小する。また利用者数に対する延床面積は1：1.6となり秦荘の規模が過大とも言える。建物性能は、ともに築年が旧耐震基準であるが、耐震性の差25点は耐震補強の有無。p9のポートフォリオ分析の4象限分類結果を見ると愛知川が「あり方検討」秦荘が「施設利用方法に改善の余地あり」となっているが、利用者数、立地（将来の地域づくりの要件）、建物規模を考えた場合、この分類に疑問がある。	区 分	利用者数	床面積	維持管理費	築 年	建物性能	愛知川	29636	1313(0.044㎡/人)	3812(129/人)	1968(54 年)	20.0	秦荘	11998	854(0.071㎡/人)	982(82/人)	1980(42 年)	52.2	比率（愛：秦）	2.47：1	1.53：1	3.88：1	築年差12年		詳細な評価結果は公表していませんが、12指標（「ハザードマップ」等の層）をそれぞれ見ると、愛知川武道館のほうが良い評価の指標があれば秦荘武道館のほうが良い指標もあるものの、最終的な6項目（「立地面」等の層）は2指標の結果を合わせて評価しているため、両施設ほとんど同じ結果となっています。判定結果に差がついた部分は管理者視点の構造面です。耐震性能で、愛知川武道館が耐震改修を実施していないことで評価が下がったこと、建物性能で、経年と大規模改修年からの経年により愛知川武道館の方が低い評価となったことが要因です。 「あり方検討」という分類は解体を意味するものではありません。課題が多そうだから優先して考えたほうが良いというものです。施設をどう使っていきたいかを考える前に、課題を抱えている可能性がある判断できて、秦荘武道館にはない課題が違いとして表れている点で大きく誤った分類ではないと認識しています。 しかし、再度確認したところ、愛知川武道館が平成10年に耐震補強工事を実施していたことが判明したため、確定版個別施設計画では愛知川武道館の評価を修正します。 なお、整備の方向性は、将来性や施策とともに総合的に判断されるべきで、成績の良し悪しで振り分けられるものではないと考えます。一次評価の評価結果を決定事項として扱うことはありませんし、一次評価の目的が、課題を見つけて機械的に検討の優先順位をつけるという点から、評価基準がまちづくりの方針によって変わるような項目は今回の一次評価に反映しないほうが良いと考えています。
区 分	利用者数	床面積	維持管理費	築 年	建物性能																						
愛知川	29636	1313(0.044㎡/人)	3812(129/人)	1968(54 年)	20.0																						
秦荘	11998	854(0.071㎡/人)	982(82/人)	1980(42 年)	52.2																						
比率（愛：秦）	2.47：1	1.53：1	3.88：1	築年差12年																							
33	8～9	評価項目の定量化はどの要素を組み合わせたのか。	No18と同様の資料に掲載しています。																								
34	8～9	将来的な活用は、人口集積地周辺での施設へのウォークアブル活用を考えた場合2次的アクセスが必要となる選択は疑問である。	公共施設マネジメントについては、まちづくりとの整合も考慮し進めることとしています。都市拠点としてのウォークアブルゾーンのほか副次都市拠点や福祉拠点などに役割を担う公共施設を配置し、拠点連携型のまちづくり、コンパクトプラスネットワークを形成しています。2次的アクセスとしての公共交通については、現在、予約制乗り合いタクシーのサービスを町内全域において提供しており、拠点へのネットワークとして機能しています。																								

35	8～9	愛知川武道館については、現況のIs値とコンクリート診断を調査すべきであると考えるが、特に地震時の長期多人数の避難箇所にも適地であると考えるが所見は？	統廃合の検討だけでなく、長寿命化の目標を立てるためにも専門家による施設の点検は実施すべきと考えています。今回の改訂では簡易的に12項目による定量評価という手法を採りましたが、愛知川武道館に限らず、必要な公共施設については、次期計画の策定作業に取り掛かる前に診断を実施したい考えです。																																									
36	48～49	p48-49に示される施設一覧の中で新基準以前の築年で耐震化でない施設として愛知川武道館と作業所5件であるがあえて耐震化しない理由が別にあるのでしょうか。	改めて調査した結果、平成10年に耐震補強工事を実施していました。施設一覧を修正するとともに、愛知川武道館の一次評価結果を修正します。																																									
37	8～9	同分類の施設・体育館も上記同様の比較をすれば（施設管理p36） <table><tr><th>区 分</th><th>利用者数</th><th>床面積</th><th>維持管理費</th><th>築 年</th><th>建物性能</th></tr><tr><td>愛知川</td><td>13588</td><td>1183(0.087㎡/人)</td><td>1018(75/人)</td><td>1988(34 年)</td><td>50.0</td></tr><tr><td>秦荘</td><td>10307</td><td>1819(0.18㎡/人)</td><td>5798(562/人)</td><td>1978(44 年)</td><td>54.5</td></tr><tr><td>比率（愛：秦）</td><td>1.31：1</td><td>0.56：1</td><td>0.18：1</td><td>築年差 10 年</td><td></td></tr></table> 上表からは秦荘体育館の規模と利用者が見合っていない。また維持管理費が異常に差がある。<u>4象限分類では同じ施設利用方法に改善の余地ありとなっているが、利用者視点の評価では異なるのではないか。</u>	区 分	利用者数	床面積	維持管理費	築 年	建物性能	愛知川	13588	1183(0.087㎡/人)	1018(75/人)	1988(34 年)	50.0	秦荘	10307	1819(0.18㎡/人)	5798(562/人)	1978(44 年)	54.5	比率（愛：秦）	1.31：1	0.56：1	0.18：1	築年差 10 年		体育館どうしではなく体育施設全体で比較しており、結果、両体育館の利用者視点の評価は同じとなりました。																	
区 分	利用者数	床面積	維持管理費	築 年	建物性能																																							
愛知川	13588	1183(0.087㎡/人)	1018(75/人)	1988(34 年)	50.0																																							
秦荘	10307	1819(0.18㎡/人)	5798(562/人)	1978(44 年)	54.5																																							
比率（愛：秦）	1.31：1	0.56：1	0.18：1	築年差 10 年																																								
38	8～9	管理者視点からの評価に関して 構造面 耐震性について新旧耐震法と改修の有無とあるが構造物の劣化状況についての診断（コンクリート健全度）は長寿命化計画には不可欠となる。 <u>安全面評価の建物劣化状況＝建築基準法による点検によりコンクリートの健全度を掌握する指標を定めているのか。</u> 同法では外観上のクラック、鉄筋の露出、著しいエフロレッセンス、欠損が判定基準になっているので長寿命化との結び付けが必要となる。日本コンクリート工学協会によるコンクリートのひび我調査、補修・補強指針が一例である。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">その他の要因</th><th colspan="3">耐久性からみた場合</th><th rowspan="2">防水性からみた場合</th></tr><tr><th>きびしい</th><th>中間</th><th>ゆるやか</th></tr><tr><td rowspan="3">(A) 補修を必要とするひび割れ幅 (mm)</td><td>大</td><td>0.4以上</td><td>0.4以上</td><td>0.6以上</td><td>0.2以上</td></tr><tr><td>中</td><td>0.4以上</td><td>0.6以上</td><td>0.8以上</td><td>0.2以上</td></tr><tr><td>小</td><td>0.6以上</td><td>0.8以上</td><td>1.0以上</td><td>0.2以上</td></tr><tr><td rowspan="3">(B) 補修を必要としないひび割れ幅 (mm)</td><td>大</td><td>0.1以下</td><td>0.2以下</td><td>0.2以下</td><td>0.05以下</td></tr><tr><td>中</td><td>0.1以下</td><td>0.2以下</td><td>0.3以下</td><td>0.05以下</td></tr><tr><td>小</td><td>0.2以下</td><td>0.3以下</td><td>0.3以下</td><td>0.05以下</td></tr></table>	区 分	その他の要因	耐久性からみた場合			防水性からみた場合	きびしい	中間	ゆるやか	(A) 補修を必要とするひび割れ幅 (mm)	大	0.4以上	0.4以上	0.6以上	0.2以上	中	0.4以上	0.6以上	0.8以上	0.2以上	小	0.6以上	0.8以上	1.0以上	0.2以上	(B) 補修を必要としないひび割れ幅 (mm)	大	0.1以下	0.2以下	0.2以下	0.05以下	中	0.1以下	0.2以下	0.3以下	0.05以下	小	0.2以下	0.3以下	0.3以下	0.05以下	安全面は、法定点検の結果で評価しており、コンクリートの健全度は考慮していません。今回の計画書は、現状で揃えられる情報を利用して判定を行いました。コンクリートの健全度を掌握する指標は定めておらず、長寿命化の目標年やその目標年まで維持していくための保全計画を立てるためにも、次期計画策定時までには診断を実施する必要があると考えています。
区 分	その他の要因	耐久性からみた場合			防水性からみた場合																																							
		きびしい	中間	ゆるやか																																								
(A) 補修を必要とするひび割れ幅 (mm)	大	0.4以上	0.4以上	0.6以上	0.2以上																																							
	中	0.4以上	0.6以上	0.8以上	0.2以上																																							
	小	0.6以上	0.8以上	1.0以上	0.2以上																																							
(B) 補修を必要としないひび割れ幅 (mm)	大	0.1以下	0.2以下	0.2以下	0.05以下																																							
	中	0.1以下	0.2以下	0.3以下	0.05以下																																							
	小	0.2以下	0.3以下	0.3以下	0.05以下																																							
39	8～9	経年に関して 経年劣化による補修は施設管理p11、建物性能の配点はp25に示され、老朽化指標の耐用年数は本計画p7に示された法定耐用年数を基に起算されているが、物理的耐用年数に見直すべき（施設種別によっては構造物の健全度診断を踏まえて）と考えますが、所見は。	法定耐用年数を基準にすることで、固定資産としての価値をもたないほど経年した施設だということがわかるため、価値を基準に残す・残さないの判断をする場合には有効かもしれませんが、建物の寿命とは異なることから見直した方が良くと考えています。建物の診断を実施していないため、物理的耐用年数が何年でそれを超過しているかどうかという判断が現状ではできませんので、今回の個別施設計画の一次評価は、築年数や大規模改修年からの経年の組み合わせで判定しました。																																									
40	8～9	築30年目に大規模改修は築後の年数と改修箇所、未改修（施設管理p25）により配点されるが、大規模改修となる内容は、①躯体②電気設備③機械設備により経費は大きく異なる。従い施設による改修内容の分類と点検実績に活用、目的を現況と将来の組合せにより配点すべきと思いますが、所見は。 <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th colspan="3">補修区分</th></tr><tr><th>躯体</th><th>電気</th><th>設備</th></tr><tr><td>要： 1/10・C 1/20・B 1/30・A A=3, B=2, C=1 非=5 補修回数/年数：30/1=3 1/20=2 1/10=1 不=5 目的区分：現況通り 目的使用変更の場合で補修区分に影響をする場合上記に加味する</td><td>要 非</td><td>要 非</td><td>要 非</td></tr></table>	施設区分	補修区分			躯体	電気	設備	要： 1/10・C 1/20・B 1/30・A A=3, B=2, C=1 非=5 補修回数/年数：30/1=3 1/20=2 1/10=1 不=5 目的区分：現況通り 目的使用変更の場合で補修区分に影響をする場合上記に加味する	要 非	要 非	要 非	一次評価は、集めやすい情報で実施できることを心がけています。今回は経年の評価において、同じ築年数でも大規模改修済であれば、未実施の施設よりも状態が良い可能性が高いことから、建物改修からの経年を組み合わせる目的で考慮しました。あまり要素を多く組み合わせると、その項目だけ一次評価の「課題を見つける」という目的から外れる可能性があるため、今回の一次評価ではご意見の内容を取り入れません。 しかし、計画書や評価の配点とは関係なく、公共施設のあり方検討にあたり、実施した補修やこれから実施する補修についての内容（将来を見据えたものか、原状回復でよかったのか、いくらかかるのか）を整理する必要があると感じています。将来取り得る選択肢の可能性を視野に入れながら、ただ原状回復するのではなく、今後のあり方の選択肢を狭めないような補修を実施しなければならない時期が到来しており、複数の要素を考慮したうえで対策していかなければならないと考えます。																														
施設区分	補修区分																																											
	躯体	電気	設備																																									
要： 1/10・C 1/20・B 1/30・A A=3, B=2, C=1 非=5 補修回数/年数：30/1=3 1/20=2 1/10=1 不=5 目的区分：現況通り 目的使用変更の場合で補修区分に影響をする場合上記に加味する	要 非	要 非	要 非																																									

41	8～9	<u>補修金額によりランクを付け総点補正をすることも一案である。</u> 活用範囲に将来性を加味することで構造を考慮した将来的な多様化を図ることで設備等の選択肢が増える。（既存設備が不要となる使い方もある）	一次評価の「構造面」では、建物の改修や更新等の対応が必要となる可能性のある施設を抽出することが目的であるため、補修金額による補正は行いません。 なお、立地面・快適面・活用面・構造面・安全面・経済面は何を抽出する目的で設定しているのか記載されていないため、計画書内に追加します。
42	8～9	経済面　運用面に関して <u>施設運営の経費に人件費は含まれるのか。維持管理費として運営費はその主体に大きく左右されるので運営費と利用者数との組合せで評価すべきではないか。それによって、使用目的に変更、施設の運営を第三者とする選択もある。</u>	運営費は人件費も対象としています。ただし、分類が「行政系施設」や「その他施設」、利用していない施設、委託で運営している施設、直営で庁舎の職員が管理している施設、民間に貸付している施設は人件費として金額があがっていません。回答の最後に評価基準を添付しましたが、運営コストを利用者数ではなく延床面積あたりで算出し評価するようにしています。一次評価の結果から細かい内容は見えませんが、どの施設から分析に着手すればよいか抽出することができます。
43	8～9	補修費 <u>補修費には消耗材は含まれるのか。補修費と併せて維持管理費の内容を精査することで経費の節減のヒントが生じる場合があるが、所見は。</u>	補修費の対象は当該施設の修繕・工事費です。消耗品として購入したものは運営費に含んでいます。運営費に課題のある施設は内容の精査を行うとともに、優良施設はなぜ良いのか分析し、改善に繋げる必要があると考えます。
44	8～9	<u>維持管理費の内容は、清掃費、上下水道費、光熱費、通信費、消耗部材費の他に何が含まれるのか（施設の維持費として不可欠な費用として）。</u>	本計画の一次評価では、維持管理費に限定せず、決算からわかるもので施設に費やした費用はすべて対象としています。よって、個別施設計画ではなく総合管理計画上の「維持管理経費」に含んだ内容をお答えします。 給与・賃金（施設管理に従事した割合のみ）、消耗品費（電球や清掃用具など）、燃料費（暖房の灯油など）、光熱水費、修繕費、通信運搬費（電話代）、手数料（点検手数料など）、その他役務費（損害賠償保険等）、委託料（点検・清掃・警備保障など）、使用料および賃借料（ダスキン使用料など）、工事請負費、原材料費（補修材料など）、備品購入費（掃除機など）で維持管理に使用した費用は維持管理費として扱いました。施設の設置目的である事業を運営・実施するための費用は維持管理費から除外しています。
45	10	長期的視点から見た施設の二次評価 <u>5評価の加重配分の有無は。</u>	加重配分はありません。一次評価・二次評価は決定事項ではなく、それぞれの結果を参考にしながら整備の方向性を検討しています。
46	10	<u>本計画の主目的となるべきは将来のまちづくりに必要となる施設の選択が大きな要素であり、前述の地域づくり方針（都計、立適等の計画）に整合するか「将来のニーズ」評価が優先的と考えるが、所見は。</u>	個別施設計画は、個別施設の状態や必要な対策について整理し、将来の目指すべき姿を示すとともに目標に向けた維持管理・更新等の計画を明らかにするものと捉えています。対策を実施する際に考慮すべき事項は、現状と将来のどちらもあって良いと考えます。 将来のまちづくりに関する事項を評価し、点数によって振り分けていくことはしませんが、情報収集等によってまちづくりに関する分析が進み、整備の方向性の再検討の場で資料として活用できれば、より将来のまちづくりに合致する方針がとれると考えています。
47	10	<u>二次評価のポートフォリオ分析における4象限分散（軸設定が難しいと思いますが）も併せて示してください。軸として将来と現実の適合性</u>	二次評価では、それぞれの観点の結果を踏まえながら施設方向性を検討しているため、二軸による類型化は行いません。
48	10	二次評価は町の政策判断が加味されているとのことですが、 <u>A～Cの選択された根拠となる諸元を明示して下さい。</u> 例えば防災計画や将来ニーズは、町の根拠とする都計、立適の章、図、グラフ等の部分で示されると理解し易い。	施設整備の方針にあたっては二次評価と町の政策判断を加味するという意味で記載をしていたため、二次評価には町の政策判断は加味されていません。文章を修正します。
49	10	行政サービスを提供する施設配置に関して <u>①判断基準となる全般的施設か②旧町単位に必要な施設か③代替可能な類似施設があるか④将来の需要を見据えた適正配置かに関してどのような判断基準としたのか。その諸元を明示してください。</u>	①町内全域からの利用を想定している施設か②学区ごとや特定の地域の住民を対象としている施設か③同様の機能を持つ施設が①あるは②の範囲に複数あるか　という3つをもとに、将来の利用需要（少子高齢化や人口減少による変化）をふまえ、偏りや重複がなく配置されているかを評価します。 データの参照元はなく、施設所管課による評価を実施しました。

愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（案）意見公募 報告

添付資料①

12指標による定量評価（一次評価）評価基準

12指標による定量評価(一次評価)評価基準

【行政系施設】

利用者視点

評価指標	結果	評価	評価項目	利用情報	入力	評価	良好	おおむね良好	やや課題がある	課題がある	評価項目判定手法	重付
立地面			ハザード	浸水深(最大想定規模)			非該当	0m～0.5m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m以上	低い判定を採用	2
				土砂災害			非該当	危険箇所・区域	警戒区域	特別警戒区域		
			敷地環境	500mメッシュ人口密度			600～	300～599	100～299	～99	QGISの自然分類(4段階)に近い数字で段階分け	1
設備面			機能性	12条点検(設備)			指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の六様式) (昇降機は第三十六号の四様式)	2
				簡易診断※12条対象外			良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
			対応性	バリアフリー			8割基準を満たす	5割基準を満たす (設備はあり)	3割基準を満たす (設備はあり)	2割以下 または設備なし	移動等円滑化基準チェックシートより判定	1
活用面 (相対)												
				行政系施設については、町が直接使用する施設であるため、利用者視点からの活用面の評価は実施しない。								

管理者視点

構造面			耐震性能	耐震性能(新耐震/旧耐震)			新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	組み合わせ※空欄の場合は新旧判断は竣工年(1981年前後)で判断	2
				耐震改修の有無			有・不要	有	無・必要	無		
			建物性能	竣工年			15未満	15以上	30以上	50以上	(経年+大規模改修年からの経年)/2※大規模は工事名称で判断	1
安全面			建物点検	12条点検(建築)			指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第4号様式、第4号様式の2)	2
				簡易診断※12条対象外			良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
			消防点検	12条点検(防火)			指摘なし	既存不適格	不具合あり (改善予定あり)	不具合あり (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の九様式、第三十六号の八様式)	1
				簡易診断※12条対象外			良	実施なし	不良(措置あり)	不良		
経済面 (相対)			運用費	収支(収入+支出)合計			偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(-収入合計+支出合計-委託費-工事費)/延床面積	2
				委託費								
			資産価値	光熱水費			偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(工事費/延床面積)	1
				修繕・工事費								

12指標による定量評価(一次評価)評価基準

【幼稚園・保育園、幼児・児童施設(学童)】

	結果		入力	入力				評価項目判定手法	重付
	評価指標	評価		良好	おおむね良好	やや課題がある	課題がある		
利用者視点		評価項目	利用情報	A	B	C	D		
	立地面	ハザード	浸水深(最大想定規模)	非該当	0m～0.5m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m以上	低い判定を採用	2
			土砂災害	非該当	危険箇所・区域	警戒区域	特別警戒区域		
		敷地環境	500mメッシュ人口密度	600～	300～599	100～299	～99	QGISの自然分類(4段階)に近い数字で段階分け	1
	設備面	機能性	12条点検(設備)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の六様式) (昇降機は第三十六号の四様式)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		対応性	バリアフリー	8割基準を満たす	5割基準を満たす (設備はあり)	3割基準を満たす (設備はあり)	2割以下 または設備なし	移動等円滑化基準チェックシートより判定	1
	活用面 (相対)	利用率	年間利用者数(延べ)	偏差値65～	偏差値50～64	偏差値35～49	～偏差値34	(日平均利用者数/延床面積)	1
			延床面積						
		定員充足率	在籍者数 定員	75～100%	50～74% 101～109%	30～49% 110%～119%	～29% 120%～	(在籍者数/定員)	1
管理者視点	構造面	耐震性能	耐震性能(新耐震/旧耐震)	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	組み合わせ※空欄の場合は新旧判断は竣工年(1981年前後)で判断	2
			耐震改修の有無	有・不要	有	無・必要	無		
		建物性能	竣工年	15未満	15以上	30以上	50以上	(経年+大規模改修年からの経年)/2※大規模は工事名称で判断	1
			大規模改修年						
	安全面	建物点検	12条点検(建築)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第4号様式、第4号様式の2)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		消防点検	12条点検(防火)	指摘なし	既存不適格	不具合あり (改善予定あり)	不具合あり (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の九様式、第三十六号の八様式)	1
			簡易診断※12条対象外	良	実施なし	不良(措置あり)	不良		
	経済面 (相対)	運用費	収支(収入+支出)合計	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(-収入合計+支出合計-委託費-工事費)/延床面積	2
			委託費						
		資産価値	光熱水費 修繕・工事費	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(工事費/延床面積)	1

12指標による定量評価(一次評価)評価基準

【幼児・児童施設(子育て支援センター)、博物館等、スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設、高齢福祉施設、障がい福祉施設、保健施設、その他】

利用者視点

評価指標	結果	評価項目	利用情報	評価	入力	良好	おおむね良好	やや課題がある	課題がある	評価項目判定手法	重付
立地面		ハザード	浸水深(最大想定規模)			非該当	0m～0.5m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m以上	低い判定を採用	2
			土砂災害			非該当	危険箇所・区域	警戒区域	特別警戒区域		
		敷地環境	500mメッシュ人口密度			600～	300～599	100～299	～99	QGISの自然分類(4段階)に近い数字で段階分け	1
設備面		機能性	12条点検(設備)			指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の六様式) (昇降機は第三十六号の四様式)	2
			簡易診断※12条対象外			良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		対応性	バリアフリー			8割基準を満たす	5割基準を満たす (設備はあり)	3割基準を満たす (設備はあり)	2割以下 または設備なし	移動等円滑化基準チェックシートより判定	1
活用面 (相対)		利用率	年間利用者数(延べ)			偏差値65～	偏差値50～64	偏差値35～49	～偏差値34	(日平均利用者数/延床面積)	1
			延床面積								
		利用者数	年間利用者数(延べ)			偏差値65～	偏差値50～64	偏差値35～49	～偏差値34	(年間利用者数/開館日数)	1
開館日数											

管理者視点

構造面		耐震性能	耐震性能(新耐震/旧耐震)			新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	組み合わせ※空欄の場合は新旧判断は竣工年(1981年前後)で判断	2
			耐震改修の有無			有・不要	有	無・必要	無		
		建物性能	竣工年			15未満	15以上	30以上	50以上	(経年+大規模改修年からの経年)/2※大規模は工事名称で判断	1
			大規模改修年								
安全面		建物点検	12条点検(建築)			指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第4号様式、第4号様式の2)	2
			簡易診断※12条対象外			良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		消防点検	12条点検(防火)			指摘なし	既存不適格	不具合あり (改善予定あり)	不具合あり (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の九様式、第三十六号の八様式)	1
			簡易診断※12条対象外			良	実施なし	不良(措置あり)	不良		
経済面 (相対)		運用費	収支(収入+支出)合計			偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(-収入合計+支出合計-委託費-工事費)/延床面積	2
			委託費								
			資産価値			光熱水費	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(工事費/延床面積)
		修繕・工事費									

12指標による定量評価(一次評価)評価基準

【集会施設、文化施設】

	結果		入力	入力				評価項目判定手法	重付
	評価指標	評価		良好	おおむね良好	やや課題がある	課題がある		
		評価項目	利用情報	A	B	C	D		
利用者視点	立地面	ハザード	浸水深(最大想定規模)	非該当	0m～0.5m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m以上	低い判定を採用	2
			土砂災害	非該当	危険箇所・区域	警戒区域	特別警戒区域		
		敷地環境	500mメッシュ人口密度	600～	300～599	100～299	～99	QGISの自然分類(4段階)に近い数字で段階分け	1
	設備面	機能性	12条点検(設備)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の六様式) (昇降機は第三十六号の四様式)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		対応性	バリアフリー	8割基準を満たす	5割基準を満たす (設備はあり)	3割基準を満たす (設備はあり)	2割以下 または設備なし	移動等円滑化基準チェックシートより判定	1
	活用面 (相対)	利用率	年間利用者数(延べ)	偏差値65～	偏差値50～64	偏差値35～49	～偏差値34	(日平均利用者数/延床面積)	1
			延床面積						
管理者視点	構造面	耐震性能	耐震性能(新耐震/旧耐震)	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	組み合わせ※空欄の場合は新旧判断は竣工年(1981 年前後)で判断	2
			耐震改修の有無	有・不要	有	無・必要	無		
		建物性能	竣工年	15未満	15以上	30以上	50以上	(経年+大規模改修年からの経年)/2※大規模は工事 名称で判断	1
	安全面	建物点検	12条点検(建築)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第4号様式、第4号様式の2)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		消防点検	12条点検(防火)	指摘なし	既存不適格	不具合あり (改善予定あり)	不具合あり (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の九様式、第三十六号 の八様式)	1
			簡易診断※12条対象外	良	実施なし	不良(措置あり)	不良		
	経済面 (相対)	運用費	収支(収入+支出)合計	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(-収入合計+支出合計-委託費-工事費)/延床面積	2
			委託費						
		資産価値	光熱水費	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(工事費/延床面積)	1
			修繕・工事費						

12指標による定量評価(一次評価)評価基準

【図書館】

	結果		入力	入力				評価項目判定手法	重付
	評価指標	評価		良好	おおむね良好	やや課題がある	課題がある		
		評価項目	利用情報	A	B	C	D		
利用者視点	立地面	ハザード	浸水深(最大想定規模)	非該当	0m～0.5m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m以上	低い判定を採用	2
			土砂災害	非該当	危険箇所・区域	警戒区域	特別警戒区域		
		敷地環境	500mメッシュ人口密度	600～	300～599	100～299	～99	QGISの自然分類(4段階)に近い数字で段階分け	1
	設備面	機能性	12条点検(設備)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の六様式) (昇降機は第三十六号の四様式)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		対応性	バリアフリー	8割基準を満たす	5割基準を満たす (設備はあり)	3割基準を満たす (設備はあり)	2割以下 または設備なし	移動等円滑化基準チェックシートより判定	1
	活用面 (相対)	利用率	年間利用者数(延べ)	偏差値65～	偏差値50～64	偏差値35～49	～偏差値34	(日平均利用者数/延床面積)	1
			延床面積						
		貸出密度	貸出冊数	8～	6～	4～	～3	(貸出冊数/人口)	1
			人口(R2国勢調査)						
管理者視点	構造面	耐震性能	耐震性能(新耐震/旧耐震)	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	組み合わせ※空欄の場合は新旧判断は竣工年(1981年前後)で判断	2
			耐震改修の有無	有・不要	有	無・必要	無		
		建物性能	竣工年	15未満	15以上	30以上	50以上	(経年+大規模改修年からの経年)/2※大規模は工事名称で判断	1
			大規模改修年						
	安全面	建物点検	12条点検(建築)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第4号様式、第4号様式の2)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		消防点検	12条点検(防火)	指摘なし	既存不適格	不具合あり (改善予定あり)	不具合あり (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の九様式、第三十六号の八様式)	1
			簡易診断※12条対象外	良	実施なし	不良(措置あり)	不良		
	経済面 (相対)	運用費	収支(収入+支出)合計	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(-収入合計+支出合計-委託費-工事費)/延床面積	2
			委託費						
		資産価値	光熱水費	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(工事費/延床面積)	1
			修繕・工事費						

12指標による定量評価(一次評価)評価基準

【公営住宅】

	結果		入力	入力				評価項目判定手法	重付
	評価指標	評価		良好	おおむね良好	やや課題がある	課題がある		
利用者視点		評価項目	利用情報	A	B	C	D		
	立地面	ハザード	浸水深(最大想定規模)	非該当	0m～0.5m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m以上	低い判定を採用	2
			土砂災害	非該当	危険箇所・区域	警戒区域	特別警戒区域		
		敷地環境	500mメッシュ人口密度	600～	300～599	100～299	～99	QGISの自然分類(4段階)に近い数字で段階分け	1
	設備面	機能性	12条点検(設備)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の六様式) (昇降機は第三十六号の四様式)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		対応性	バリアフリー	8割基準を満たす	5割基準を満たす (設備はあり)	3割基準を満たす (設備はあり)	2割以下 または設備なし	移動等円滑化基準チェックシートより判定	1
	活用面 (相対)								0
			入居率	95%～	90%～94%	80%～89%	～79%	(入居戸数/全戸数*100)	1
			開館日数						
管理者視点	構造面	耐震性能	耐震性能(新耐震/旧耐震)	新耐震	旧耐震	新耐震	旧耐震	組み合わせ※空欄の場合は新旧判断は竣工年(1981年前後)で判断	2
			耐震改修の有無	有・不要	有	無・必要	無		
		建物性能	竣工年	15未満	15以上	30以上	50以上	(経年+大規模改修年からの経年)/2※大規模は工事名称で判断	1
			大規模改修年						
	安全面	建物点検	12条点検(建築)	指摘なし	既存不適格	要是正 (改善予定あり)	要是正 (改善予定なし)	12条点検を優先(第4号様式、第4号様式の2)	2
			簡易診断※12条対象外	良・指摘なし	実施なし	不良(措置あり)	不良		
		消防点検	12条点検(防火)	指摘なし	既存不適格	不具合あり (改善予定あり)	不具合あり (改善予定なし)	12条点検を優先(第三十六号の九様式、第三十六号の八様式)	1
			簡易診断※12条対象外	良	実施なし	不良(措置あり)	不良		
	経済面 (相対)	運用費	収支(収入+支出)合計	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(-収入合計+支出合計-委託費-工事費)/延床面積	2
			委託費						
		資産価値	光熱水費	偏差値65～	偏差値50～	偏差値35～	～偏差値34	(工事費/延床面積)	1
			修繕・工事費						

愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（案）意見公募 報告

添付資料②

整備の方針比較表（改訂前・後）

整備の方針比較表(改訂前・後)

NO	施設名称	改訂前			改訂後		
		方向性	備考		建物	公共サービス	変更内容や進捗状況
■行政系施設							
1	愛荘町役場秦荘庁舎	長寿命化	2026年までに方針を決定	→	転用	移転	決定した方針(集約)を具体化
2	愛荘町役場愛知川庁舎	長寿命化	2026年までに方針を決定	→	長寿命化	継続	—
3	秦荘消防センター	維持継続	2022年までに集約化する	→	転用	移転	集約化の内容を具体化
4	愛知川消防センター	長寿命化	2022年までに集約化する	→	長寿命化	継続	—
9	備蓄倉庫(つくし保育園内)	長寿命化		→	長寿命化	継続	—
■学校教育系施設							
10	秦荘東小学校	長寿命化			長寿命化計画		—
11	秦荘西小学校	長寿命化			長寿命化計画		—
12	愛知川小学校	長寿命化			長寿命化計画		—
13	愛知川東小学校	長寿命化			長寿命化計画		—
14	秦荘中学校	長寿命化			長寿命化計画		—
15	愛知中学校	長寿命化			長寿命化計画		—
16	愛荘町給食センター	長寿命化			長寿命化計画		—
■子育て支援施設							
17	秦荘幼稚園	長寿命化	複合化・多機能化の検討		長寿命化計画		—
18	愛知川幼稚園	長寿命化	複合化・多機能化の検討		長寿命化計画		—
19	つくし保育園	長寿命化	複合化・多機能化の検討	→	長寿命化	継続	認定こども園の移行は民間保育所や幼稚園の状況をふまえ検討
20	子育て支援センターあいっ子	長寿命化	複合化・多機能化の検討	→	長寿命化	継続	状況をふまえながら引き続き検討
21	子育て支援センターつくしひろば	長寿命化	複合化・多機能化の検討	→	長寿命化	継続	状況をふまえながら引き続き検討
22	秦荘東小学校区学童保育所	維持		→	長寿命化	継続	—
23	秦荘西小学校区学童保育所	維持		→	長寿命化	継続	—
24	愛知川小学校区学童保育所	維持		→	長寿命化	継続	—
25	愛知川東小学校区学童保育所	維持		→	長寿命化	継続	—
26	愛荘町小学校区学童保育所	維持		→	長寿命化	継続	—

■町民文化系施設					
27	愛知川公民館	集約化	2022年までに集約化する	→	解体 移転 集約化の内容を具体化
28	町民センター愛知川	集約化		→	解体 移転 集約化の内容を具体化
29	長塚地域総合センター(教育集会所)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
30	川久保地域総合センター(教育集会所)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
31	山川原地域総合センター(教育集会所)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
32	長塚地域総合センター(長塚会館)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
33	川久保地域総合センター(保愛館)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
34	山川原地域総合センター(会館)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
35	ハーティーセンター秦荘	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
■社会教育系施設					
36	秦荘図書館	長寿命化	2026年までに施設のあり方を検討	→	長寿命化 継続 生涯に渡る学びと子どもたちの学力を支える施設として2館維持
37	愛知川図書館	長寿命化	2026年までに施設のあり方を検討	→	長寿命化 継続 生涯に渡る学びと子どもたちの学力を支える施設として2館維持
38	愛知川びんてまりの館	長寿命化	2026年までに施設のあり方を検討	→	長寿命化 継続 図書館と一体的な経営を継続
39	歴史文化博物館	維持	2022年までに方針を決定	→	長寿命化 継続 コストを削減しながら引き続き運営方法を検討
40	郷土の偉人館・西澤真蔵記念館	維持	2022年までに施設のあり方を検討	→	長寿命化 継続 コストを削減しながら引き続き運営方法を検討
42	文化財資料室	集約化	2022年までに売却	→	譲与・売却 移転 整理や記録保存業務に時間を要しており、売却が遅延
■公園・スポーツ・レクリエーション系施設					
43	福祉センター・ラポール秦荘(ドーム)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
45	福祉センター・ラポール秦荘(プール)	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
48	ふれ愛スポーツ公園	長寿命化	2022年までに管理棟除却	→	長寿命化 継続 2025年の国スポ・障スポに向け必要な維持管理を実施
51	愛知川武道館	集約化	2022年までに除却も含めて検討	→	解体 移転 集約化の内容を具体化
52	愛荘町スポーツセンター(秦荘体育館)	長寿命化	体育施設の集約化を検討	→	長寿命化 継続 —
53	愛荘町スポーツセンター(秦荘グラウンド)			→	長寿命化 継続 前計画書に掲載なし
54	愛荘町スポーツセンター(秦荘武道館)	長寿命化	体育施設の集約化を検討	→	長寿命化 継続 —
55	愛荘町中央スポーツ公園	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
56	愛知川体育館	集約化	2022年までに施設のあり方を検討	→	解体 移転 集約化の内容を具体化
58	ふれあい広場 秦の郷(トイレ)			→	長寿命化 継続 前計画書に掲載なし
59	愛知川駅コミュニティハウス	長寿命化		→	長寿命化 継続 —
60	近江上布伝統産業会館	維持	2022年までに施設のあり方を検討	→	解体 移転 機能が他施設へ移転しており利用されていないことから解体
62	ゆめまちテラスえち	長寿命化	2019年秋までに活用方法を決定	→	長寿命化 継続 —

63	湖東三山館あいしょう	長寿命化	2019年夏までに新経営プランを策定	→	長寿命化	継続	—
64	中山道愛知川宿街道交流館	長寿命化		→	長寿命化	継続	—
■保健・福祉施設							
65	福祉センター愛の郷	長寿命化	2026年までに方針を決定	→	転用	移転	決定した方針(集約)を具体化
66	長塚地域総合センター(老人憩の家)	長寿命化		→	長寿命化	継続	—
67	川久保地域総合センター(老人憩の家)	長寿命化		→	長寿命化	継続	—
68	山川原地域総合センター(老人憩の家)	維持		→	長寿命化	継続	—
69	福祉センター・ラポール秦荘(いきいきセンター)	長寿命化	2026年までに方針を決定	→	長寿命化	継続	—
70	福祉センター・ラポール秦荘(いきがいセンター)	維持継続		→	長寿命化	継続	—
71	旧つくし保育園	維持	2022年までに売却検討	→	譲与・売却	継続	売却に向け協議を継続
72	コスモス共同作業所	維持継続	2022年までに譲渡・移管の協議検討	→	譲与・売却	継続	今後は施設の一元化や譲渡について検討
73	ふれあい共同作業所	維持継続	2022年までに譲渡・移管の協議検討	→	譲与・売却	継続	今後は施設の一元化や譲渡について検討
74	秦荘保健センター	維持継続	2020年までに集約化を検討	→	転用	移転	集約化の内容を具体化
75	愛知川保健センター	維持継続	2020年までに集約化を検討	→	転用	移転	集約化の内容を具体化
■公営住宅							
76	町営住宅新豊満団地北棟	維持継続	2022年までに民間活力を導入	→	長寿命化	継続	検討の結果、直営で運営
77	町営住宅新豊満団地南棟	維持継続	2022年までに民間活力を導入	→	長寿命化	継続	検討の結果、直営で運営
■その他施設							
78	長塚共同作業所(東作業所)	維持継続	2022年までに地元へ譲渡・移管等を検討	→	譲与・売却	継続	管理主体の移行を検討
79	長塚格納庫(西作業所)	維持継続	2022年までに地元へ譲渡・移管等を検討	→	譲与・売却	継続	管理主体の移行を検討
80	山川原農業作業所(第一作業所)	維持継続	2022年までに地元へ譲渡・移管等を検討	→	譲与・売却	継続	管理主体の移行を検討
81	川久保農業作業所・農機具格納庫	維持継続	2022年までに地元へ譲渡・移管等を検討	→	譲与・売却	継続	管理主体の移行を検討
82	山川原農業作業所(第二作業所)	維持継続	2022年までに地元へ譲渡・移管等を検討	→	譲与・売却	継続	管理主体の移行を検討
83	旧愛知川警部交番	除却	2022年までに跡地利用を検討	→	解体	廃止	跡地は駐車場として利用
84	旧秦荘幼稚園	除却	2022年までに除却	→	解体	移転	整理や記録保存業務に時間を要しており、売却が遅延